

厚生労働統計調査一覧

基幹統計調査	・ ・ ・ ・ ・	P 1
一般統計調査 (人口・世帯関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 1 4
一般統計調査 (保健衛生関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 2 1
一般統計調査 (社会福祉関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 3 7
一般統計調査 (社会保険・社会保障等)	・ ・	P 5 3
一般統計調査 (雇用・労働関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 6 6
一般統計調査 (その他)	・ ・ ・ ・ ・	P 9 1

注意事項

- この厚生労働統計調査一覧は、平成 22 年 11 月現在の厚生労働統計調査についてまとめたものである。
- 予算額は平成 22 年度予算額を基本としているが、周期調査で平成 22 年度の予算計上がないものは直近の実施時の予算額である。
- アクセス数は、政府統計共同利用システムへの平成 21 年 1 年間のアクセス数である。
- 二次利用件数は、平成 21 年度 1 年間の統計法第 32 条に基づく行政内における目的外集計等の調査票情報の利用、第 33 条に基づく地方公共団体等への調査票情報の提供実績である。
- 公表時期は、厚生労働省ホームページ等に概況等が公表されるまでの期間である。その後、詳細な報告書が刊行されるのが一般的な流れである。
- 外部委託の状況は民間等への委託状況である。

基幹統計調査

1

平成22年11月現在

厚生労働統計調査一覧(基幹統計)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条	
								32条	33条
人口動態調査 【大臣官房統計情報部】	302,539	1899年	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	・母子保健対策 ・老人保健対策 ・精神保健対策(自殺対策) ・疾病予防対策(がん対策) ・少子化対策 ・高齢化対策	328,543	226,867	1,046	30	1,016
医療施設調査 【大臣官房統計情報部】									
(1) 動態調査						37,123			
(2) 静態調査	5,389	1948年 「施設面からみた医療調査」	全国の医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・「子ども・子育てビジョン」数値目標 ・がん対策推進基本計画中間報告書 ・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」の基礎資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」の基礎資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討	82,403	37,123	34	32	2

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・人口動態調査 【大臣官房統計情報部】	オンライン/ 郵送	なし	悉皆	市区町村数＝1,901 (平成22年4月現在)	本省－都道府県－ (保健所設置市・特別区)－保健所－市区町村	毎月	速報:調査月の約2ヶ月後 月報:調査月の約5ヶ月後 推計:調査年の翌年1月 概数:調査年の翌年6月 確定数:調査年の翌年9月	e-Statの掲載は確定数公表と同時に (調査年の翌年9月) 報告書の刊行は調査年の 1年2ヶ月後	100%
・医療施設調査 【大臣官房統計情報部】									
(1) 動態調査	オンライン/ 郵送	都道府県・保健所設置市・特別区を対象	悉皆	開設・廃止等のあった医療施設 一月あたり平均 2,113施設	本省－都道府県－保健所設置市・特別区	毎月	約2ヶ月	報告書は各月の動態調査を集計したものであり、最後の調査月から約1年6ヶ月	100%
(2) 静態調査	郵送	医療施設基本ファイル	悉皆	医療施設 約17万6千施設	本省－都道府県－(保健所設置市・特別区)－保健所－医療施設	3年	約1年2ヶ月	約1年6ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	照票審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・人口動態調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (調査票の発送のみ)	○ (照票審査のみ)				「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数 約3,260,000件/年間
・医療施設調査 【大臣官房統計情報部】								
(1) 動態調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (月報のデータチェックのみ(全体の5割程度))	○			
(2) 静態調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (照票審査のみ)	○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数		
								32条	33条
・受療状況調査 (1) 患者調査 【大臣官房統計情報部】	155,089 (H20)	1948年 「施設面からみ た医療調査」	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	・都道府県で策定する医療計画(医療計画作成指針) ・今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会資料 ・中央社会保険医療協議会において診療報酬の改定の検討資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討	67,770	18,457	13	11	2
・国民生活基礎調査 【大臣官房統計情報部】	575,706	1986年	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	・ナショナルミニマム研究会資料(相対的貧困率、子どもの相対的貧困率等) ・健康日本21及びがん対策推進基本計画(健康診断・健康診査の受診率、がん検診の受診率) ・年金財政検証資料(高齢者世帯の所得の状況、年金だけで生活している高齢者世帯) ・今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会資料(同居している主な介護者と要介護者等の構成割合等)	67,387	66,880	32	21	11

5

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・受療状況調査 (1) 患者調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	医療施設基本ファイル	層化無作為抽出	約 332万人	本省—都道府県— (保健所設置市・特別区)—保健所—医療施設	3年	約1年2ヶ月	約1年6ヶ月	98% (調査対象施設のうち回答のあった施設数の割合)
・国民生活基礎調査 【大臣官房統計情報部】	調査員	国勢調査区	層化無作為抽出	約27万6千世帯	本省—都道府県・指定都市・中核市—保健所・福祉事務所—調査員—対象	毎年6,7月	約10ヶ月	【e-stat掲載】 約1年1ヶ月 【報告書発行】 約1年7ヶ月	81.9%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	個票審査・疑 義照会	データ 入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・受療状況調査 (1) 患者調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県 等への発 送)	○ (個票審査 のみ)	○			22年度は大規模年
・国民生活基礎調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県 等への発 送)	○ (個票審査 のみ)	○			

7

統計調査名	平成22年 度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
毎月勤労統計調査 【大臣官房統計情報部】	953,838	1923年	給与、労働時間及び雇用につ いて全国調査にあってはその 全国的変動を、地方調査に あってはその都道府県別の 変動を毎月明らかにすること を目的としており、また、特 別調査にあっては、これら全 国調査及び地方調査を補完 する。	・月例経済報告、景気動向指 数、国民経済計算、各種審 議会(中央最低賃金審議会、 労働政策審議会労働条件分 科会、社会保障審議会年金 部会等)資料、雇用保険法に 基づく基本手当日額、労働 災害補償保険法に基づく休 業給付基礎日額及び年金給 付基礎日額の改定等	159,870	107,286	1	0	1	
(1) 全国調査	575,118									
(2) 地方調査	253,399	1951年								
(3) 特別調査	125,321	1957年					2	1	1	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
毎月勤労統計調査 【大臣官房統計情報部】									
(1) 全国調査	オンライン/ 調査員/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	第1種事業所: 層化無作為抽出 第2種事業所: 二段抽出 【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内から無作為抽出	第1種事業所 16,675 第2種事業所 16,500	本省一都道府県一対象 本省一都道府県一調査員一対象	毎月	約1ヶ月	約3ヶ月	86.5%
(2) 地方調査		平成18年事業所・企業統計調査	第1種事業所: 層化無作為抽出 【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内から無作為抽出	第1種事業所 21,500 第2種事業所 22,000	本省一都道府県一対象 本省一都道府県一調査員一対象	毎月		都道府県により異なる。	
(3) 特別調査	調査員	平成18年事業所・企業統計調査区	二段抽出 【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内を悉皆調査	25,000事業所	本省一都道府県一調査員一対象	毎年	約5ヶ月	約6ヶ月	91.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票の配布・回収	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
毎月勤労統計調査 【大臣官房統計情報部】								
(1) 全国調査		○			○		電子調査票の作成	
(2) 地方調査								
(3) 特別調査		○			○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条	33条
・賃金構造基本統計調査 【大臣官房統計情報部】	148,948	1948年	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	・労災保険の休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額の年齢階級別の最低限度額及び最高限度額の設定のための資料 ・最低賃金の決定のための資料 ・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	340,939	38,954	41	23	18
・薬事工業生産動態統計調査 【医政局】	52,618	1952年	医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産(輸入)等の実態を明らかにする。	・医薬品の市場規模の推移を把握し、医薬品産業ビジョンや新医療機器・医療技術産業ビジョン等の検討資料として活用	790	114,020	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・賃金構造基本統計調査 【大臣官房統計情報部】	職員/調査員	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約78,000事業所	本省一都道府県労働局一労働基準監督署一調査員一対象	毎年	約5～8ヶ月	1年	約70%
・薬事工業生産動態統計調査 【医政局】	オンライン ／郵送	事業所・企業統計調査	悉皆	医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造販売する事務所及び医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造する製造所	本省一都道府県一調査員一対象 本省一対象	毎月	月報は、2ヶ月、年報は、6ヶ月	月報は2ヶ月、年報は6ヶ月	休眠事業所等生産や出荷の実績がない場合、提出義務が発生しないため不明

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	個票審査・疑 義照会	データ 入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・賃金構造基本統計調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から 都道府県 労働局へ の発送の み)	○ (個票審査 のみ)	○	○		
・薬事工業生産動態統計 調査 【医政局】		○	○		○	○		

一般統計調査 (人口・世帯関係)

厚生労働統計調査一覧(一般統計)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
・21世紀出生児縦断調査 【大臣官房統計情報部】	88,896	2001年	21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	・改正育児・介護休業法参考資料集(第1子出産前後の女性の就業状況の変化)、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱	17,265	3,663	2	2		0
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	69,376	1940年	他の公式統計では把握することのできないわが国全国の結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得る。	・次世代育成支援関連施策等立案の資料 ・年金財政再計算・財政検証等に必要となる将来推計人口の入力データ ・内閣府「子ども・子育て白書」、厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・都道府県や市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	565	98,580 ※社人研HPへのアクセス数	0	0		0
・中高年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	63,398	2005年	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その「健康・就業・社会活動」について、意識面・事象面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得る。	・高齢者の健康、就業対策(仕事のための能力開発・自己啓発の有無、就業意欲を白書へ掲載)	5,571	264	1	1		0

15

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・21世紀出生児縦断調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	人口動態調査出生票	悉皆	約8万1千人	本省一対象(世帯)	毎年7.1月、12月	約1年	約1年8ヶ月	92%
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	42,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	(夫婦調査) 1年 (独身者調査) 1年3ヶ月	(夫婦調査) 実施より約1年 (独身者調査) 実施より約1年半	【暫定】 (夫婦調査) 91.2% (独身者調査) 80.6%
・中高年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成16年国民生活基礎調査地区名簿	無作為抽出	約3万1千人	本省一対象(世帯)	毎年	約1年1ヶ月	約1年9ヶ月	96.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑難照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・21世紀出生児縦断調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○ (個票審査のみ)	○			H21.11.30概況公表
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)		社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・中高年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○ (個票審査のみ)	○			H21.12.15概況公表

17

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年度労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	41,871 (H18)	1976年	他の公式統計では把握することのできない個人の移動履歴や移動理由、5年後の居住地といった人口移動に関する現状と要因を明らかにし、関連諸施策ならびに地域別の将来人口推計に必要な基礎資料を得る。	・地域の医療・福祉等の社会サービス施策の基礎資料として必要となる地域別の将来人口推計の基礎資料 ・本調査をもとに行われた地域別の将来人口推計は各種白書類や審議会資料、地方自治体の総合計画の資料として数多く利用されている。	565	27,857 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0
・21世紀成年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	39,964	2002年	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	・改正育児・介護休業法参考資料集(子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの5年間の第2子以降の出生の状況)	12,517	7,573	1	1	0	0
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	34,458 (H20)	1993年	他の公式統計では把握することのできないわが国の出産・子育て、扶養・介護といった家庭機能の現状とその変化を把握し、関連諸施策ならびに人口・世帯の動向把握に必要な基礎資料を得る。	・少子化対策、次世代育成支援関連諸施策等立案の基礎資料として用いられる ・厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・各種審議会や都道府県、市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	334	15,822 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	33,998 (H21)	1985年	他の公式統計では把握することのできない世帯の形成、拡大、縮小に関する動向を把握し、世帯数の将来推計をはじめとする世帯の動向把握ならびに関連諸施策に必要な基礎資料を得る。	・介護事業計画等の社会・福祉サービス施策の基礎資料 ・本調査のデータを利用した世帯数の将来推計によって、高齢者世帯やひとり親世帯の将来見通し等の情報を提供 ・本調査をもとに行われた世帯数の将来推計は各種白書類や審議会資料として数多く利用	326	20,419 ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成20年10月 (実施より約2年3ヶ月)	平成21年3月 (実施より約2年8ヶ月)	74.0%
・21世紀成年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成13年国民生活基礎調査地区名簿	無作為抽出	約2万人	本省一対象(世帯)	毎年	約1年4ヶ月	約1年9ヶ月	91.3%
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成22年5月 (実施より約1年10ヶ月)	平成22年11月予定 (実施より約2年4ヶ月)	84.7%
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成22年11月予定 (実施より約1年4ヶ月)	平成23年3月予定 (実施より約1年8ヶ月)	76.8%

19

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票審査・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (調査票審査のみ)	○	○ (基本集計)		社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・21世紀成年者縦断調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○ (調査票審査のみ)	○			H21.3.11概況公表
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (調査票審査のみ)	○	○ (基本集計)		社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○	○ (調査票審査のみ)	○	○ (基本集計)		社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。

一般統計調査 (保健衛生関係)

21

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄 養調査) 【健康局】	137,955	1946年	国民の健康増進の総合的な 推進を図るための基礎資料と して、国民の身体状況、栄養 摂取量及び生活習慣等の状 況を明らかにする。	・健康日本21や食育基本計画のモニタリング	1,372	124,140	41	0		41
・特定保険医療材料価 格調査 【医政局】	76,411	1995年	材料価格基準改定(健康保険 法第77条)	・材料価格基準改正の基礎資料	8		0	0		0
・受療行動調査 【大臣官房統計情報 部】	47,344 (H20)	1996年	全国の医療施設を利用する患 者について、受療の状況や受 けた医療に対する満足度等を 調査することにより、患者の医 療に対する認識や行動を明ら かにし、今後の医療行政の基 礎資料を得る。	・がん対策推進基本計画 中間報告書 ・へき地保健医療対策検討会報告書 ・中央社会保険医療協議会において診療報酬の 改定が国民に与えた影響の検討資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係国会答弁参考資料 ・医政局関係各種議員レク ・医政局関係制度改正の検討	8,308	13,512	3	3		0
・医薬品価格調査 【医政局】	39,974	1952年	薬価基準改正 (健康保険法第77条)	・薬価基準改正の基礎資料	104		0	0		0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査) 【健康局】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約6,000世帯	本省一都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－対象	毎年	調査実施後、1年	概要発表後、半年	7割弱
・特定保険医療材料価格調査 【医政局】	郵送	医療施設動態・静態調査のデータ、保険薬局名簿、歯科技工所名簿(保険局医療費を經由して入手)	【販売サイド】悉皆 【購入サイド】層化無作為	【販売側】医療機器販売業約6,400事業所 【購入側】病院2,200、診療所1,300、保険薬局1,600、歯科技工所100	本省一都道府県－対象	2年	(中医協資料として調査結果概要を提出) 約1ヶ月(前回実績) (承認申請時の公表予定の時期)非公表	—	64.5%
・受療行動調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	医療施設基本ファイル	層化無作為抽出	外来:約13万人 入院:約7万人	本省一都道府県－(保健所設置市・特別区)－保健所－調査員－患者	3年	約11ヶ月	約1年6ヶ月	外来:76.1% 入院:83.3% (調査対象施設における調査票配布数のうち回収された割合)
・医薬品価格調査 【医政局】	郵送	医薬品卸売販売業者、医療施設、保険薬局	医薬品卸売販売業者は悉皆、医療施設、保険薬局は無作為抽出	医薬品卸売販売業者4,000事業所 病院900事業所 診療所1,000事業所 保険薬局1,600事業所	本省一都道府県－対象	毎年	(中医協資料として調査結果概要を提出) 約2ヶ月(前回実績) (承認申請時の公表予定の時期) 内部資料として使用し、公表しない	非公表	63%

23

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票審査・回収	データ入力	集計	その他 (分票不能、留置事項など)	
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査) 【健康局】		○	○	○ (調査票審査のみ)	○	○		
・特定保険医療材料価格調査 【医政局】		○	○		○	○		22年度の実施未定(緊急時に備えた予算措置)
・受療行動調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (調査票審査のみ)	○			
・医薬品価格調査 【医政局】		○	○		○	○		

24

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年度労 務等HP分)	二次利用 件数	32条	
								32条	33条
・原爆被爆者実態調査 【健康局】	28,229 (H17)	1965年	被爆者(原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法律に基づ き、被爆者健康手帳の交付を 受けている者をいう。以下同 じ。)の生活、健康等の現状な どを把握する。	・被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる 総合的な援護対策を講じるための基礎資料	32		0	0	0
・歯科疾患実態調査 【医政局】	24,655 (H17)	1957年	わが国の歯科保健状況を把 握し、今後の歯科保健医療対 策の推進に必要な基礎資料を 得る。	・フッ化物応用の推進によるむし歯予防に対する 取り組み、歯周病の診断検診等の実施、8020 運動推進特別事業の事業内容の見直し等	247	14,953	0	0	0

25

統計調査名	調査方法	母集団名等の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時間 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・原爆被爆者実態調査 【健康局】	郵送	【国内調査】原子爆 弾被爆者に対する 援護に関する法律 施行令に基づく「被 爆者健康手帳交付 台帳」 【国外調査】 交付台帳及び手帳 関係被爆確認証交 付者に係る書類	【国内調査】 国内に居住 している被 爆者のうち、抽出率 1/4で無 作為に抽出 【国外調査】 国外に居住 している被 爆者及び在 外被爆者渡 日支援等事 業(平成16 年12月21 日健第第1 221003 号)の3の (6)のアに 基づく被爆 確認証の交 付を受けて いる者	【国内調査】 65,109人 【国外調査】 3,039人	本省一都道府県、広 島市、長崎市一対象	10年	年度内公表予定 (基準日:H17.11.1)		【国内調 査】 74.8% 【国外調 査】 82.3%
・歯科疾患実態調査 【医政局】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約6,000世帯	本省一都道府県・政 令市・特別区一保健 所一調査員一対象	6年	約半年程度	概要発表後、半年	70%弱

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査前・後・経過開会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・原爆被爆者実態調査 【健康局】				○ (個票審査のみ)	○	○	グラフ作成・分析、分析結果に基づく報告書の作成	
・歯科疾患実態調査 【医政局】		○	○	○	○			

27

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年6月～ Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・病院報告 【大臣官房統計情報部】	20,581	1945年 「病院週報」	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・医療費適正化計画資料 ・第六次看護職員需給見通し資料 ・「看護教育の内容及方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保険審議会医療部会資料 ・医政局関係国会答弁参考資料 ・医政局関係各種議員レク ・医政局関係制度改正の検討	37,532	34,505	17	16	1	
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス) 【医政局】	17,107	2000年	全国の薬剤耐性菌の発生動向について把握する。	・院内感染対策講習会にそのデータを利用して医療従事者への周知	49		0	0	0	
・地域保健・健康増進事業報告 【大臣官房統計情報部】	12,793	1948年 「保健所事業成績月報」	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	・がん検診に関する検討会資料 ・地域保健健康増進栄養部会資料	36,747	9,327	0	0	0	
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【医政局】	12,387	1969年 (卒業見込者数等調べ(前身の調査))	保健師、助産師、看護師及び准看護師学校養成所の入学状況及び卒業生の就業状況等を把握し、看護行政上の基礎資料として活用する。	・「看護教育の内容及方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「今後の看護教員のあり方に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく看護師等学校養成所の指定・入学定員等の承認変更の際の基礎資料	25,455		0	0	0	

28

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (公表日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・病院報告 【大臣官房統計情報部】	オンライン/郵送	医療施設基本ファイル	悉皆	病院 約9,000 療養病床を有する診療所 約2,000	本省一都道府県一(保健所設置市・特別区)一保健所一病院・療養病床を有する診療所	毎月、毎年	月報:約100日 年報:約1年	・患者票 報告書は各月の月報を集計したものであり、最後の調査月から約1年3ヶ月 ・従事者票 約1年6ヶ月	100%
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス) 【医政局】	オンライン	全国200床以上の医療機関	有意抽出	約850病院	本省一対象	毎月	四半期報は約6ヶ月 年報は約1年	約1年	約85%
・地域保健・健康増進事業報告 【大臣官房統計情報部】	オンライン	全国の保健所及び市区町村を対象	悉皆	2,162政令市、保健所、市町村(平成22年3月31日現在)	本省一都道府県・指定都市・中核市一保健所・保健所を設置する市・特別区一市町村	毎年度	約1年	約1年4ヶ月	100%
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【医政局】	オンライン	・事業所・母集団DBを使用 ・学校等養成所の新設、廃止の情報を毎年更新	悉皆	全国び看護師等学校養成所約1,677	本省一都道府県一地方厚生局一看護師学校養成所	毎年	約7ヶ月	約7ヶ月 HP上で公表	100%

29

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票審査・様式照会	データ入力	集計 その他 (分類不能、留意事項など)	
・病院報告 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (月報のデータチェックのみ(全体の7~8割))	○	電子調査票作成	
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス) 【医政局】	○	—	—	—	—		
・地域保健・健康増進事業報告 【大臣官房統計情報部】		—	—	—	—	電子報告書の作成及び変更	
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査 【医政局】	—	—	—	—	—	○システム運用保守業務	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数		
								32条	33条
・医師・歯科医師・薬剤師調査 【大臣官房統計情報部】	11,622	1948年 「医師・歯科医師調査」	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	・医師の需給に関する検討会報告書 ・今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書 ・第3回薬剤師需給の将来動向に関する検討会資料	49,178	26,438	4	3	1
・衛生行政報告例 【大臣官房統計情報部】	8,130	1886年 「内務報告例」	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得る。	・厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 ・医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会資料 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・国会答弁参考資料 ・各種議員レク ・制度改正の検討	39,633	17,738	1	0	1
・食肉検査等情報還元調査 【食品安全部】	7,812の内数	1997年	都道府県等が実施している、と畜場における食肉検査及び食鳥処理場における食鳥検査について、と畜解体禁止、廃棄等の措置内容についてのデータを集計することにより、全国の状況を把握する。	・と畜場法の一部改正に関わる参考資料 ・各都道府県等における、食肉検査・食鳥検査等の食肉衛生や食品衛生に関する研究等	1,275		0	0	0
・医薬品・医療機器産業実態調査 【医政局】	4,648	1971年(医薬品産業実態調査) 1985年(医療機器産業実態調査)	医薬品製造販売業及び医療機器製造販売業の経営実態を把握し、医薬品産業及び医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。	・医薬品の市場規模の推移を把握し、医薬品産業ビジョンや新医療機器・医療技術産業ビジョン等の検討資料として活用	33,013		0	0	0

31

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・医師・歯科医師・薬剤師調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	なし	悉皆	医師 約29万人 歯科医師 約10万人 薬剤師 約27万人	本省一都道府県一(保健所設置市・特別区)一保健所一医師・歯科医師・薬剤師	2年	約1年	約1年3ヶ月	医師・歯科医師・薬剤師の全国の届出をとりまとめたものである。
・衛生行政報告例 【大臣官房統計情報部】	オンライン	都道府県・指定都市・中核市を対象	悉皆	106都道府県市	本省一都道府県・指定都市・中核市	毎年度、隔年12月末	年度報、隔年報ともに約7ヶ月	・隔年報 約1年2ヶ月 ・年度報 約11ヶ月	100%
・食肉検査等情報還元調査 【食品安全部】	オンライン	全都道府県、保健所設置市、特別区	悉皆	136自治体	本省一自治体	毎年	約6ヶ月	約6ヶ月	100%
・医薬品・医療機器産業実態調査 【医政局】	郵送	各団体(日本製薬団体連合会等)から提出された会員名簿	悉皆	医薬品、医療機器の販売、製造販売する企業 約1600	本省一対象	毎年	約1年	約1年	医薬品: 80.5% 医療機器: 77.1% (平成19年度公表分)

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・様紙照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・医師・歯科医師・薬剤師調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○			
・衛生行政報告例 【大臣官房統計情報部】		—	—		—		電子報告表の作成及び変更	
・食肉検査等情報還元調査 【食品安全部】		—	—		—			
・医薬品・医療機器産業実態調査 【医政局】		○	○		○	○		

33

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年度分 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・保健師活動領域調査 (領域調査) 【健康局】	3,315の内数	2009年	行政の保健師の活動領域を把握し、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握並びに企画調整の参考資料とする。	・地方交付税の要求及び、保健師関連の会議や検討会の資料に使用	—	—	0	0	0	0
・保健師活動領域調査 (活動調査) 【健康局】	3,315の内数 (H21)	2009年	地域保健福祉活動に従事する全ての保健師の業務内容、業務量の現状を把握し、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握並びに企画調整の参考資料とする。	・地方交付税の要求及び、保健師関連の会議や検討会の資料に使用	—	—	0	0	0	0
・無医地区等調査(無歯科医地区等調査) 【医政局】	1,480 (H21)	1966年	全国の無医地区等の実態及び医療確保の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	・各都道府県におけるへき地保健医療計画	85	3,809	0	0	0	0
・無歯科医地区等調査(無医地区等調査) 【医政局】	1,480 (H21)	1971年	全国の無歯科医地区等の実態及び医療確保の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	・各都道府県におけるへき地保健医療計画	13	2,720	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基平日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・保健師活動領域調査 (領域調査) 【健康局】	郵送	都道府県、保健所 設置市、特別区、市 町村	悉皆	47都道府県、1777市 区町村	本省一都道府県・保 健所設置市・特別区 本省一都道府県一市 町村	毎年	調査実施後、4ヶ月	—	100%
・保健師活動領域調査 (活動調査) 【健康局】	郵送	都道府県、保健所 設置市、特別区、市 町村	層化無作為抽出	11都道府県、434市 区町村	本省一都道府県・保 健所設置市・特別区 本省一県一市町村	3年毎	調査実施後、10ヶ月	—	100%
・無医地区等調査(無歯 科医地区等調査) 【医政局】	オンライン/ 郵送/調査 員(市町村 職員)	全市町村	悉皆	無医地区・無歯科医 地区 各600市町 村・都道府県	本省一都道府県一市 町村	5年	約1年程度	約5ヶ月程度	100%
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査) 【医政局】	オンライン/ 郵送/調査 員(市町村 職員)	全市町村	悉皆	無医地区・無歯科医 地区 各600市町 村・都道府県	本省一都道府県一市 町村	5年	約1年程度	約5ヶ月程度	100%

35

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	調査票・様 式照会	データ 入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・保健師活動領域調査 (領域調査) 【健康局】						○		「報告書ではなくe-stat及 び厚労省ホームページに て公表することに対応。」
・保健師活動領域調査 (活動調査) 【健康局】						○		「報告書ではなくe-stat及 び厚労省ホームページに て公表することに対応。」
・無医地区等調査(無歯 科医地区等調査) 【医政局】					○			
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査) 【医政局】					○			

36

一般統計調査 (社会福祉関係)

37

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・身体障害児・者等実態調査(身体障害実態調査票、身体障害児実態調査票) 【社会・福祉局障害保健福祉部】	149,504 (H18)	2001年(身体障害者実態調査は1951年、身体障害児実態調査は1950年より実施)	身体障害児・者の障害の種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況、障害別ニーズの把握を行い、身体障害児・者に係る福祉施策の推進に必要な基礎資料を得る。	・日本の障害者数の推計 ・社会保障審議会障害者部会等において制度の見直し等の議論の基礎資料	3,209	20,877	0	0	0	0
・身体障害児・者等実態調査(障害者就業実態調査票) 【職業安定局高齢・障害者対策部】	8572 (H18)	2001年(2001年以前については、障害者就業実態調査として実施(1981年～1996年))	身体、知的、精神障害者の障害の種類・程度及び就業形態や就業、未就業の別等の把握を行い、障害者の自立及び社会経済活動への参加をより一層促進するために必要な検討資料を得る。	・制度、施策の見直しの検討資料 ・障害者雇用率を設定する際の検討	-	13229	0	0	0	0
・社会保障生活実態調査(被保護者生活実態調査) 【社会・福祉局】	129,465	1951年	この調査は、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護基準の在り方についての検証及び毎年の生活保護基準改定の妥当性の検証に用いられている。	1,055	3,807	0	0	0	0
・知的障害児(者)基礎調査 【社会・福祉局障害保健福祉部】	90,477 (H17)	1966年(精神薄弱児基礎調査は1959年、精神薄弱者基礎調査は1961年から実施。)※平成12年に精神薄弱児(者)基礎調査から知的障害児(者)基礎調査に改称。	在宅知的障害児(者)の生活の実状とニーズを把握し、今後における知的障害児(者)福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得る。	・日本の障害者数の推計 ・社会保障審議会障害者部会等において制度の見直し等の議論の基礎資料	861	11,432	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・身体障害児・者等実態調査(身体障害者実態調査票、身体障害児実態調査票) 【社会・福祉局障害保健福祉部】	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区を1/100、1/360の割合で調査地区を無作為抽出	身体障害者:約9,700人 身体障害児:約1,000人	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一調査員一対象	5年	約1年6ヶ月	約2年	67.8%
・身体障害児・者等実態調査(障害者就業実態調査票) 【職業安定局高齢・障害者対策部】	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区から1/100の割合で調査地区を無作為抽出	21,368人	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一調査員一対象	5年	約1年6ヶ月	—	51%
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査) 【社会・福祉局】	調査員	ケース番号搭載簿	1,110世帯を無作為抽出	1,110世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所一調査員一対象	毎年	12ヶ月	24ヶ月	90.6%
・知的障害児(者)基礎調査 【社会・福祉局障害保健福祉部】	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区を1/150の割合で調査地区を無作為抽出	約2,600人	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一調査員一対象	5年	約1年2ヶ月	約2年	82.2%

39

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式印刷	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・身体障害児・者等実態調査(身体障害者実態調査票、身体障害児実態調査票) 【社会・福祉局障害保健福祉部】		○	○		○	○		職業安定局高齢・障害者雇用対策部と共管 身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。
・身体障害児・者等実態調査(障害者就業実態調査票) 【職業安定局高齢・障害者対策部】		○	○		○			障害保健福祉部企画課と共管。 身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査) 【社会・福祉局】		○	○		○	○		
・知的障害児(者)基礎調査 【社会・福祉局障害保健福祉部】		○	○		○	○		身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年 Stat分)	アクセス数 (H21年度 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
・社会福祉施設等調査 【大臣官房統計情報部】	75,660	1956年	全国の社会福祉施設等の数、在籍者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・自治体の障害者計画作成の資料 ・福祉人材確保対策の資料 ・少子化対策の資料	47,914	32,815	9	7		2	
・障害福祉サービス経営 実態調査 【社会・福祉局障害保 健福祉部】	24,819	2007年	障害福祉サービス施設・事業所等の経営状態等のデータを把握することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。	・本調査結果をもとに報酬改定が行われる	63	9,995	0	0		0	
・全国母子世帯等調査 【雇用均等・児童家庭 局】	16973 (H18)	1952年	全国の母子世帯、父子世帯、父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る。	・母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正を図るなど、ひとり親世帯に対する施策の充実を図るための資料	3,973	19,555	0	0		0	
・乳幼児栄養調査 【雇用均等・児童家庭 局】	16943 (H17)	1985年	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等を調査し、母乳育児の推進、乳幼児の栄養改善のための基礎資料を得る。	・市町村等の母子保健事業における技術的な援助として「授乳・離乳の支援ガイド」を作成する際の資料	555	10,470	0	0		0	
・全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭 局】	15291 (H21)	1963年	全国の家庭に在籍する児童及びその世帯の状況等の児童を取り巻く環境を把握し、児童福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・児童に健全な遊び場を与えて、児童の健康増進等を目的とする「児童館・児童センター等の整備」、保護者が居間家庭にいない10歳未満の児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る「放課後児童健全育成事業」、地域の子育て家庭に対し相談指導や育児支援を図る「地域子育て支援センター事業」等の各種事業の推進のための資料	667	6574	0	0		0	

41

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・社会福祉施設等調査 【大臣官房統計情報 部】	郵送	都道府県等からの 社会福祉施設等の 情報	悉皆	約113,800施設・事業 所	本省一民間事業者一 施設・事業所	毎年	約1年4ヶ月	約1年5ヶ月	約90%
・障害福祉サービス経営 実態調査 【社会・福祉局障害保 健福祉部】	郵送/メー ル	障害福祉サービス 施設・事業所等の調 査名簿	層化無作 為抽出	16,728ヶ所 (平成19-20調査時)	本省一民間事業者一 対象	3年	4ヶ月半 (予定)	7ヶ月 (予定)	平成19-20 年度実施の 前回調査 (78.9%)と 同程度以上
・全国母子世帯等調査 【雇用均等・児童家庭 局】	調査員	国勢調査により設定 された調査区から無 作為に抽出した 1,800地区	層化無作 為抽出	約2,400世帯	本省一都道府県・指 定都市・中核市一福 祉事務所一調査員一 世帯	5年	11ヶ月	11ヶ月	74.1%
・乳幼児栄養調査 【雇用均等・児童家庭 局】	調査員	国民生活基礎調査 により設定された単 位区から抽出した 2000単位区	層化無作 為抽出	単位区内の4歳未満 児約3,500人及びその 乳幼児のいる世帯	本省一都道府県・政 令市・特別区一保健 所一調査員一世帯	10年	9ヶ月	9ヶ月	78.7%
・全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭 局】	調査員	国民生活基礎調査 の対象となった調査 単位区から無作為 に抽出した380単位 区	層化無作 為抽出	1,600世帯 (1,200人)	本省一都道府県・指 定都市・中核市一福 祉事務所一調査員一 対象	5年	1年6ヶ月	-	87.7%

42

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査資料・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・社会福祉施設等調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象名簿作成	
・障害福祉サービス経営実態調査 【社会・援護局障害保健福祉部】	○* 11/10 開札により業者決定(予定)	○*	○*	○* エラーチェック、疑義照会等(予定)	○*	○* 集計、分析、報告書作成(予定)		平成22年度は調査準備経費(調査票印刷、発送経費等)
・全国母子世帯等調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・乳幼児栄養調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		

43

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
・乳幼児身体発育調査 【雇用均等・児童家庭局】	14,711	1950年	全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資する。	・母子保健法に基づく市町村等の母子保健事業において乳幼児の保健指導に活用する母子健康手帳の資料 ・母子保健の政策目標である「健やか親子21」の目標達成状況の把握(母乳育児率)	1,635	15,838	0	0	0	0
・地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局】	13,953	1997年	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	・保育料や短時間保育士のデータ等について、子ども・子育て新システム検討資料 ・定員の弾力化について、通知改正の検討 ・認可外施設のデータについて、少子化対策部会にて利用	3,119	7507	0	0	0	0
・児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局】	13,833 (H19)	1961年	家庭状況等主として環境上の理由により、児童福祉法に基づいて、里親に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設に保護されている母子世帯の児童並びにその保護者の実態を明らかにし、児童福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・児童福祉法の改正等、社会的養護施策の充実を図るための検討資料	1,961	6,044	0	0	0	0
・中国残留邦人等実態調査 【社会・援護局】	11,512 (H21)	1984年	永住帰国した中国残留邦人等の生活実態を明らかにし、支援施策に関する基礎資料を整備する。	・制度改正、国会答弁(前回調査実績)		364 (H22)	0	0	0	0

44

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・乳幼児身体発育調査 【雇用均等・児童家庭局】	調査員	国勢調査地区のなかの3,000地区	層化無作為抽出	13,860人 150病院	本省一都道府県・保健所設置市・特別区一保健所一調査班一対象	10年	1年	1年	81.4%
・地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局】	郵送	地域児童福祉事業等調査により把握された認可外保育施設名簿	層化無作為抽出	約2万世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市・市町村一認可外保育施設一対象	毎年	1年6ヶ月	—	85.7%
・児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局】	郵送	社会福祉施設等調査報告等により把握された社会的養護関係施設名簿	悉皆	約48,000人 (内訳) 里親委託児童:3,611人 児童養護施設入所児童:31,593人 情緒障害児短期治療施設入所児童:1,104人 児童自立支援施設入所児童:1,995人 乳児院入所児童:3,299人 母子生活支援施設入所児童:6,552人 約6,500人	本省一都道府県・指定都市・児童相談所設置市一社会的養護関係施設一対象	5年	17ヶ月	17ヶ月	ほぼ100%
・中国残留邦人等実態調査 【社会・援護局】	郵送	昭和36年4月1日以降に永住帰国し、平成21年10月1日時点で日本国内に居住している中国残留邦人等全員。ただし、調査基準日において、永住帰国日より1年を経過していない者を除く。	悉皆	約6,500人	本省一民間事業者一対象	不定期	約1年	約1年	72.6%

45

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・乳幼児身体発育調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・中国残留邦人等実態調査 【社会・援護局】		○	○	○	○	○		

46

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年or- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数		
								32条	33条
・福祉行政報告例 【大臣官房統計情報 部】	9,390	1886年	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数値的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	・生活保護制度、保育所の待機児童解消をはじめとする保育施策、児童虐待防止法等に関する現状把握及び改善方策検討資料	49,804	19,101	2	2	0
・被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査) 【社会・援護局】	6,862	1946年	この調査は、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	・生活保護基準の改定や、普通地方交付税の算定、地域別最低賃金の検討等に用いられている。	12,872	10,262	1	0	0
・福祉事務所現況調査 【社会・援護局】	6,305	1951年	この調査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき設置されている福祉に関する事務所について、その組織及び活動の現況を把握することにより、福祉事務所の運営指導等に関する基礎資料を得る。	・福祉事務所のあり方に関する検討委員会など	2,456	4,856	0	0	0
・消費生活協同組合(連 合会)実態調査 【社会・援護局】	6,050	1956年	消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に関する事業の状況、財務の状況等の基本的な事項を明らかにし、消費生活協同組合制度に関する施策形成のための基礎資料を得る。	・生協制度見直しに係る検討に当たっての基礎資料 ・所管行政庁(国、都道府県)による各生協に対する指導・監督に当たっての基礎資料	7,978	2,364	0	0	0

47

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・福祉行政報告例 【大臣官房統計情報 部】	オンライン/ 郵送	都道府県・指定都市・中核市、一部報告は福祉事務所・児童相談所等	悉皆	106県市	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所・児童相談所等	毎月、毎 年度末	月報:約2ヶ月 年度報:約7ヶ月	約1年	100%
・被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査) 【社会・援護局】	郵送	福祉事務所一覧	層化無作為抽出	1,244福祉事務所 (基礎調査:全国の被保護世帯又は6月1ヶ月間に保護を廃止した世帯) (個別調査:無作為抽出(10分の1)した世帯)	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所	毎年	12ヶ月	24ヶ月	100%
・福祉事務所現況調査 【社会・援護局】	郵送	全福祉事務所	悉皆	1,244福祉事務所	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所	毎年	約6ヶ月	約6ヶ月	100%
・消費生活協同組合(連 合会)実態調査 【社会・援護局】	オンライン/ 郵送	全国の消費生活協同組合(連合会)	悉皆	約1,100組合	(大臣所管) 本省一厚生労働大臣所管組合 (都道府県所管) 本省一都道府県一各都道府県知事所管組合	毎年	約1年3ヶ月	約1年3ヶ月	約95%

48

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式関係	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・福祉行政報告例 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			H21.10.7概況公表(年度報)
・被保護者全国一斉調査(基礎調査・個別調査) 【社会・援護局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・福祉事務所現況調査 【社会・援護局】		○	○		○	○		
・消費生活協同組合(連合会)実態調査 【社会・援護局】		○	○	○		○	調査票の加工	

49

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年度労省等HP分)	二次利用 件数		
							32条	33条	
・医療扶助実態調査 【社会・援護局】	5,738	1952年	この調査は、生活保護法による医療扶助受給者の診療内容を把握し、被保護階層に対する医療対策その他厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	・他の制度で給付対象となる医療を受診している者がいる可能性が判明し、検討を行った上で、他法他施策の適正な活用に関する通知を发出 ※生活保護制度では、他法他施策における医療給付がある場合には、生活保護に優先して他制度を活用しなければならないと規定している。 ・一般患者と生活保護受給者とを比較し、後発医薬品の使用割合に差異が見られたことから、後発医薬品の使用促進通知を发出	800	3,955	1	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・医療扶助実態調査 【社会・援護局】	郵送	福祉事務所一覧	層化無作為抽出	1,244福祉事務所 (6月基金審査分) (入院外:1/20) (入院(病院):1/10) (入院(診療所):1/5) (歯科:1/10) (調剤:1/20)	本省一都道府県・指定都市・中核市・福祉事務所	毎年	12ヶ月	24ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	書類審査・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・医療扶助実態調査 【社会・援護局】		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		